

必読

10kw未満(平成24年7月以降設置・稼働)又は10kw以上の太陽光発電システムを設置している皆様へお知らせ!

平成29年4月1日から
再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)が新しくなります。

現在、太陽光発電システムを設置されている方で以下に該当する場合には、新制度移行の手続きが必要となります。

- ・10kw未満の容量で且つ平成24年7月以降に太陽光発電システムを稼働した方
- ・10kw以上の太陽光発電システムを設置している方(設置期間に関わらず)

☆☆☆ 新制度移行に必要な手続き ☆☆☆

- ・Webによる再生可能エネルギー事業計画の策定及び国への提出(裏面参照)
※平成29年9月30日までに事業計画を提出することが条件。未提出の場合は買取価格の認定が失効となります。

最近、他社にて太陽光発電システムを設置した皆さまから、設置業者と連絡が取れない等でお困りの方が多く見受けられます。

弊社におきましては、ご相談は無料、手続きも代行(有償:5,000 円)いたしておりますので、まずはお気軽にご連絡ください。



[http:// www.sugawara-koumuten.com](http://www.sugawara-koumuten.com)

~~~問合せ先~~~

株式会社菅原工務店 担当:千葉・野村  
電話 0229-23-3670  
FAX 0229-22-3617

～～～ 新制度移行に伴う事業計画の概要 ～～～

1. 10kw未満設置の場合の報告事項

- ①設備ID ②設備の所在地 ③太陽光の合計出力 ④接続契約締結日  
⑤接続契約締結先 ⑥買取価格 ⑦運転開始状況  
⑧遵守事項への同意
- ・事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
  - ・安定的かつ効率的に再エネ発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
  - ・この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように適切な措置を講ずること。
  - ・接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
  - ・再エネ発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
  - ・この再エネ発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令を遵守し適切に行うこと。
  - ・再エネ発電事業を実施するに当たり、関係法令の規定を遵守すること。

2. 10kw以上設置の場合の報告事項

- ①設備ID ②設備の所在地 ③太陽光の合計出力 ④事業区域の面積  
⑤接続申込日 ⑥接続契約締結日 ⑦接続契約締結先 ⑧工事負担金  
⑨連系工事期間 ⑩買取価格 ⑪運転開始状況  
⑫遵守事項への同意
- ・事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
  - ・安定的かつ効率的に再エネ発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
  - ・この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように適切な措置を講ずること。
  - ・接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
  - ・発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること(20kW未満の太陽光発電の場合を除く)。
  - ・再エネ発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
  - ・この再エネ発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令を遵守し適切に行うこと。
  - ・この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再エネ発電事業を行うこと。
  - ・再エネ発電事業を実施するに当たり、関係法令の規定を遵守すること。